

施設及び関連設備が維持管理基準に適合していることを記載した書類（最終処分場）

飛散 防止	1 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないよう必要な措置を講ずること	埋立物については、適時に覆土等を行うことにより粉じんの飛散防止に努める
	2 最終処分場外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること	埋立物については、適時に覆土等を行うことにより悪臭の発散防止に努める
火災 防止	3 火災を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えておくこと	浸出水集排水設備及びガス抜き設備により発生ガスを排除し、ガスによる火災等を未然防止する 火災のおそれのある埋立物の受入を行わない 管理棟及び浸出水処理施設内に消火器を設置する
害虫 獣 防 止	4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること	必要に応じて覆土及び薬剤の散布を行う
囲い	5 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止できるようにしておくこと	外部からの侵入防止目的で、埋立地外周にネットフェンス(H=1.8m)を整備、門扉の開閉及び施錠を確実に行う
立札	6 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること	入口付近に設置し、記載事項に変更が生じた場合は速やかに書き換える
擁壁等	7 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること	定期的な点検を行い、必要に応じて補修等を行う
遮水工	8 廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他ものにより覆うこと	保護砂を50cm敷設する
	9 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかに必要な措置を講ずること	定期的な点検を行い、必要に応じて補修等を行う

地下水	<p>10 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること ロ 埋立開始後、地下水検査項目を1年に1回以上測定記録すること ハ 埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回測定・記録すること ニ 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が見られた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること 	モニタリング用井戸3箇所から採水し、定められた、頻度・項目にて測定・記録を行う
	11 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること	異常が認められた場合は、原因を調査し、必要に応じて補修・復旧を行う
雨水排出設備	12 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること	該当なし
調整池	13 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること	定期的な点検を行い、必要に応じて補修及び浚渫を行う
浸出水処理設備	<p>14 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 放流水の排水基準等に適合することとなるように維持管理すること ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること ハ 放流水の水質検査を次により行うこと <ul style="list-style-type: none"> (1)排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定記録すること (2)水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること 	定期的な点検を行い、必要に応じて補修等を行う 異常が認められた場合は、早急に原因を調査し、補修・復旧を行う 定められた、頻度・箇所にて測定・記録を行う
開渠	15 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講ずること	定期的な点検を行い、必要に応じて清掃を行う
ガス抜き	16 通気設備を設けて埋立地から発生するガスを排除すること	ガス抜き設備を設ける

最終 覆土	17 埋立処分が完了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること	埋立完了時に、50cmの最終覆土を行う計画である
閉鎖	18 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること	埋立地に進入できないようにフェンスを設ける 雨水による流出を防ぐために排水施設を設ける
維持 管理	19 残余の埋め立て容量について、1年に1回以上測定し、かつ記録すること	1年に1回以上残余埋立量を測定し、記録する
	20 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること	埋立物、維持管理、点検、検査、補修等の履歴については、記録し保管する

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画書
(最終処分場)

1 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

(1) 排ガスの性状

性 状	ばいじん	g/Nm ³
	硫黄酸化物 (K値)	
	塩化水素	mg/Nm ³
	窒素酸化物	ppm
	一酸化炭素	ppm
ダイオキシン類		ng/Nm ³

(2) 放流水の水質 (排水基準)

水 質	pH	5.8~8.6	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l 以下
	BOD	60 mg/l 以下	トリクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
	COD	90 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下
	S	60 mg/l 以下	ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下
	n-ヘキサン抽出物質量 (鉱油類含む)	5 mg/l 以下	四塩化炭素	0.02 mg/l 以下
	n-ヘキサン抽出物質量 (動物性油脂類含む)	30 mg/l 以下	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l 以下
	フェノール類含有量	5 mg/l 以下	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下
	銅含有量	3 mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下
	亜鉛含有量	2 mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下
	溶解性鉄含有量	10 mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下
	溶解性マンガン含有量	10 mg/l 以下	シス1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下
	クロム含有量	2 mg/l 以下	シマジン	0.03 mg/l 以下
	ふつ素及びその化合物	15 mg/l 以下	チウラム	0.06 mg/l 以下
	大腸菌群数	3,000 個/cm ³ 以下	チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下
	窒素含有量	120 mg/l 以下	ベンゼン	0.1 mg/l 以下
	燐含有量	16 mg/l 以下	セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下
	水銀及びその化合物	0.005 mg/l 以下	ほう素及びその化合物	50 mg/l 以下
	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l 以下	アンモニア アンモニウム化合物	200 mg/l 以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下	亜硝酸化合物 硝酸化合物	
	有機リン化合物	1 mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.5 mg/l 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/l 以下	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/1以下
	ひ素及びその化合物	0.1 mg/l 以下	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	シアソ化合物	1 mg/l 以下		

(3) 周縁地下水の水質

水 質	カドミウム	0.003 mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
	全シアン	検出されないこと	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下
	鉛	0.01 mg/l以下		
	六価クロム	0.05 mg/l以下		
	ひ素	0.01 mg/l以下		
	総銀	0.0005 mg/l以下		
	アルキル水銀	検出されないこと		
	PCB	検出されないこと		
	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下		
	四塩化炭素	0.002 mg/l以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下		
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下		
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	1.00 mg/l以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下		
	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下		
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下		
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下		
	チウラム	0.006 mg/l以下		
	シマジン	0.003 mg/l以下		
	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下		
	ベンゼン	0.01 mg/l以下		
	セレン	0.01 mg/l以下		

2 測定計画（放流水及び周縁地下水）

測定頻度	pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、T-N、T-P：1回/月 維持管理基準項目：1回/年 電気伝導率又は塩化物イオン；1回/月 地下水等検査項目；1回/年
測定箇所 (箇所数)	4箇所（放流水出口1箇所、モニタリング井戸3箇所（上下流及び中間部））
測定項目	pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、T-N、T-P、維持管理基準項目 電気伝導率又は塩化物イオン、地下水等検査項目

3 施設の維持管理方法

作業時間	8時30分～17時15分
受入 計量	受入物の確認 及び投入方法 計量時に確認 指定された場所にて投棄
	管理棟横のトラックスケールにて計量を実施
飛散、流出防止、悪臭発散防止措置	覆土の実施
防火措置	①浸出水集排水設備及びガス抜き設備により発生ガスを排除し、ガスによる火災等を未然防止する ②火災のおそれのある埋立物の受入を行わない ③必要箇所に消火器を設置する
腐食防止措置	防食性の高い材質を使用する
騒音、振動防止措置	騒音・振動等が考えられる設備については、防振ゴム等を敷設することで、騒音・振動の発生を抑制する 埋立に使用する重機は、低騒音・低振動のものを使用し、必要最小限の運転とする
害虫防止措置	必要に応じて覆土及び薬剤散布を実施
水質の異常時等の措置	異常が認められた場合は、早急に原因を調査し補修・復旧を行うとともに、浸出水を調整槽に貯留する
搬入管理	①場内での搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する ②搬入量（埋立処分量）の把握をする ③搬入される廃棄物に埋立不適物が混入していないか確認する ④搬入に伴う料金の徴収する
埋立作業管理	埋立場所の移動等に伴い、進入路の整備及び搬入車両の誘導を適切に行う